

見張りはしっかり、心はゆったり
安全操業・無事の帰港は家族の願い！

安全航行・安全操業の徹底
AIS導入による衝突事故の防止
ライフジャケットの常時着用

海のもしもは118番！

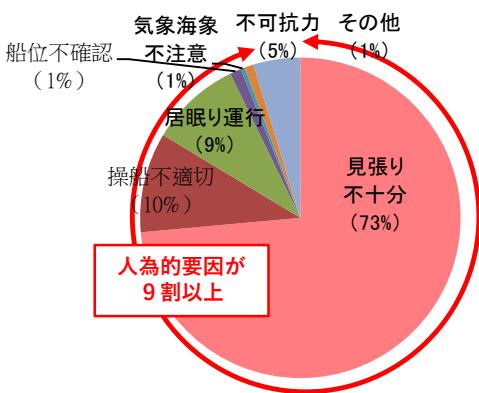
写真提供：（国研）水産研究・教育機構 水産工学研究所

見張り不十分など人為的要因による衝突事故が9割以上を占めています。操業中にあっても「適切な見張り」を徹底するとともに居眠り操船は止めましょう！

漁船の災害発生率は、陸上における全産業の平均災害発生率の5～6倍と高い水準が続いています。安全操業に心がけ労働災害を防止しましょう！

ライフジャケット着用者の海中転落時の死亡率は、非着用の場合に比べて約半分となっています。ライフジャケットの着用は命を守るためにも必要不可欠なものです！

漁船衝突事故の事故種類別の割合（H25～29年の平均値）



資料：海上保安庁「海難の現況と対策」

船員及び陸上労働者災害発生率の推移

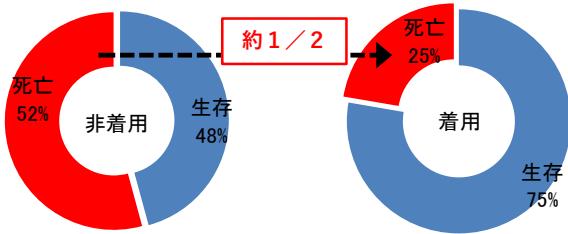
	26年度 (2014)	27 (2015)	28 (2016)
船員(全船種)	9.7	8.7	8.5
漁船	13.5	11.9	12.8
一般船舶	7.3	7.0	6.5
陸上労働者(全産業)	2.3	2.2	2.2
林業	26.9	27.0	31.2
鉱業	8.1	7.0	9.2
運輸業(陸上貨物)	8.4	8.2	8.2
建設業	5.0	4.6	4.5

全産業平均の約6倍

資料：国土交通省「船員災害疾病発生状況報告（船員法第111条）集計書」
注:1)陸上労働者の災害発生率（暦年）は、厚生労働省の「職場あんぜんサイト」で公表されている統計値。

2)災害発生率は、職務上休業4日以上の死傷者の数値。

漁船からの海中転落者の生存/死亡率（H25年～29年の平均値）



資料：海上保安庁「海難の現況と対策」

注:1)小型船舶（漁船）の船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが船長の義務になりました。着用義務の対象となる場合、原則として、国が安全性を確認した旨の桜マークのあるライフジャケットを着用しなければなりません。

2)船員法が適用される漁船において作業を行う場合には、命綱、安全ベルト又は作業用救命衣を使用することが義務付けられています。

漁業労働災害を防止するため、「カイゼン講習会」を活用して、「安全推進員」を養成しましょう！
カイゼン講習会の詳細は、一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センターのホームページをご覧ください！
お問い合わせ先：03-5545-1617
〔安全事業関係資料〕 <http://shuugyousha.org/pdf/anzen/annnai2014.pdf>

全国漁船安全操業推進月間

平成30年10月1日（月）～31日（水）

【幹事団体】（一社）大日本水産会

【協賛】全国漁業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会、日本漁船保険組合

（公財）漁船海難遺児育英会、（一財）中央漁業操業安全協会、（一社）全国漁業無線協会、NPO法人水産業・漁村活性化推進機構

（一社）全国漁業就業者確保育成センター

【後援】水産庁、国土交通省、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所